

市役所地下にある地中連続壁は、竣工図に「地震時に耐震壁として利用できる」と明記 「耐震性能を有しない」とはならないことは明らか、しっかりとした検証を！

～ 2月22日、市庁舎建替え問題について、検証と説明責任を果たすことなどを求め、党市議団で市長へ申入れ ～

2月12日の議員全員会議で、市長は「本庁舎整備」について、現有庁舎は「耐震性能を有しない」との判断のもと、新年度予算に直接建設をすすめる予算は提案しないが、新たな有識者会議を設置し、「ゼロベース」で検討をすすめると表明しました。



しかし、議会の参考人・斎藤幸雄氏からは、2度の耐震性能調査における「耐震性能を有しない」という結論に疑問が出されています。

必要なことは、今ある疑問の一つ一つにきちんと答えられるような検証を行い、市民への説明責任を果たすことです。日本共産党市議団で、疑問点を整理し、市長への申し入れを行いました。多野副市長が対応しました。

突然の「有識者会議」設置は、建替えへと進めるもの

市長は、有識者会議設置を表明、設置の補正予算を提案しました。しかし、12月議会の答弁で実施となった専門家の意見聴取は、専門家名簿だけ示し、実施状況は報告されていません。なのに、新たな有識者会

議というのは、あまりにも場当たりのです。しかも、市長が選任するメンバーで客観的な議論はできません。1億円かけた2度の調査を棚上げにしたゼロベースで議論は、根拠なく建替えへすすむようなものです。

2度の「耐震性能評価」には多くの問題点が・・・

- (1) 2017年の耐震性能評価では、「地下連続壁」の存在が考慮されていない
議会が招致した斎藤参考人の意見陳述で、市庁舎地下に深さ19m・厚さ60cmの地下連続壁の存在が明らかになり、地震波の低減効果があると指摘。
- (2) 地下連続壁は「地震時に耐震壁として利用できる」と竣工図に明記
日本共産党市議団は、市庁舎の竣工図の「地下外壁配筋図」で、地下連続壁が「地震時に耐震壁として利用できる」こと、本体との接合や関連事項も含めて大臣認定を受けた構造物であることを確認しました。「基礎杭が致命的な損傷を受ける」ことにはならないことは明らか。
- (3) 2017年調査は「設計図」で、2020年調査では「竣工図」での検証、ちぐはぐな基礎資料では検証にならない
- (4) 「設計図」で行った2017年調査は、「竣工図」による再検証が必要。
竣工図と設計図では「杭」が大幅に変更。「設計図」では検証にならない。
- (5) 『熊本地震』を考慮した検証となっていない
斎藤参考人の見解に基づく再調査と言いながら、2020年調査は、斎藤参考人が指摘してきた市庁舎敷地地盤での熊本波による解析をしていない。
- (6) 2020年調査は、妥当性を欠いている
「連成系時刻暦応答解析」は、極めて稀な解析手法で結果の検証が必要。
しかし、結果の検証がされておらず、妥当性を欠いている。

以上のように、2017年と2020年の検証業務には、適切でない点・問題点が多々あり、信頼ある結果とは言えません。再度の検証が必要です。市長は、「2度の調査で本庁舎が耐震性能を有しない

という結果を重く受け止めた」と述べていますが、ずさんな調査結果を建替えの根拠とすることはできません。2度の調査の検証をきちんと行い、議会や市民への説明責任を果たすべきです。

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1225

2021年2月28日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索





「就学援助制度」

新型コロナで家計急変の方もご利用を！

「就学援助」とは？

経済的に厳しい世帯の児童生徒の保護者に対し、小学校・中学校で学ぶのに必要な費用（学用品・補助教材費・入学費用・修学旅行費・給食費等）を援助する制度です。

【申請方法や時期】

- ・毎年、1月下旬頃から次年度の申請書を学校から配布しています。
提出先は、「学校」です。現在、2021年度の申請書を配布しています。
- ・申請は随時受け付けられます。年度の途中でも、さまざまな理由から家庭の経済状況が悪くなった場合は、その時点で申請してください。
申請した月から適用されます。
- ・入学費用は、事前に支給を受けることができます。
(1月まで申込分は3月に支給。2月以降申込分は6月に支給)
- ・申請書等は、熊本市役所ホームページからもダウンロードできます。
検索方法は、【熊本市役所→学び・観光・スポーツ→教育・学校・青少年・若者→教育・学校の手続き→就学援助】

【対象となる世帯】

- (1) 生活保護が廃止又は停止
- (2) 市県民税非課税
- (3) 国民年金の掛金減免等
- (4) 児童扶養手当を受給
- (5) その他経済的に困っている

*所得・給与の目安は右表

世帯人数	所得基準額	給与収入目安
2人	201万円	312万円
3人	244万円	372万円
4人	288万円	427万円
5人	326万円	475万円
6人	365万円	523万円
7人	405万円	573万円

8人以上の場合は、順次加算されていきます。

【相談・問合せ】

各学校

または、市教育委員会指導課 ☎328-2721

新型コロナによる家計急変は、前年所得によらず判断

就学援助は、通常、前年所得で認定の判断をしています。

しかし、前年の所得が多い方でも、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、前年所得ではなく、直近の収入状況から判断しています。(2020年度の所得が基準額以下であれば対象)

「家計が急変した世帯」として申請できますので、ご相談ください。

<申請に必要な書類>

- (1) 就学援助申請書 (必須)
- (2) 就学援助申請理由書 (必須)
- (3) 所得・売上が著しく減少したことを証明する書類 (収入のある方全員)
直近3か月と前年同月の給与明細・給与証明書、退職証明書など
- (4) 児童扶養手当を受給者は受給証書写し (ない場合は通帳写しで可)
- (5) 年金収入がある方 公的年金の源泉徴収票の写し など

「部活動費・生徒会費・PTA会費」も対象へ

日本共産党は、更なる拡充を求めています

これまで党市議団は、機会をとらえて「就学援助制度」がより利用しやすい制度になることや内容の充実を求めてきました。「その他経済的に困っている」場合の民生委員の関与をやめて、所得・給与の目安が決まったのも、その1つです。

国が2010年に対象経費とした「部活動費・生徒会費・PTA会費」を、熊本市でも支給内容に加えるように求めています。

今後も引き続き制度の運用改善に取り組んでいきます。

